

通知預金

平成30年4月16日現在

商品名	通知預金
販売対象	・法人、個人、地公体、権利能力なき社団・財団、任意団体 等
期間	・期間の定めはございません。但し、預入日から7日間の据置期間が必要です。
預入	<ul style="list-style-type: none"> (1) 預入方法 ・一括預入 (2) 預入金額 ・10,000円以上 (3) 預入単位 ・1円単位
払戻方法	・随時解約(一括払戻)できます。但し、解約する日の2日前までに事前通知が必要です。
利息	<ul style="list-style-type: none"> (1) 適用金利 ・変動金利 ・毎日の店頭表示の利率を適用します。 (2) 利払方法 ・解約時(払戻時)に一括してお支払いします。 (3) 計算方法 ・付利単位を1,000円とし、1年を365日とする日割計算
税金	<ul style="list-style-type: none"> ・利息には20.315%(国税15.315%、地方税5%)の税金がかかります。(但し、マル優利用の場合は除きます。) ※2037年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%(国税15.315%、地方税5%)の税金がかかります。 ・法人は総合課税となります。
手数料	なし
付加できる特約事項	・個人のものマル優の取扱いができます。
中途解約時の取扱い	・据置期間内に解約する場合は、解約日における普通預金利率により計算した利息とともにお支払いします。
金利情報の入手方法	・金利は店頭備え付けの金利表示ボード、当庫ホームページ内「預金金利情報」「商品サービスのご案内」または窓口へご照会ください。
苦情処理措置・紛争解決措置	<p>苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または「ご意見・ご要望受付窓口」(9時～17時、電話:0120-964-522)にお申し出ください。</p> <p>紛争解決措置 富山県弁護士会紛争解決センター(電話:076-421-4811)金沢弁護士会紛争解決センター(電話:076-221-0242)、東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に、上記「ご意見・ご要望受付窓口」(9時～17時、電話:03-3517-5825)にお申し出ください。また、お客さまから、上記弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。</p> <p>尚、東京の三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)、②当該地区の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)もあります。詳しくは、前記弁護士会、当金庫「ご意見・ご要望窓口」もしくは全国しんきん相談所にお問い合わせください。</p>
その他参考となる事項	・預金保険制度の対象となります。預金保険によって元本1,000万円までとその利息が保護の対象となります。(当金庫に複数の口座がある場合には、決済用預金を除くそれらの預金元本を合計して1,000万円までとその利息が保護されます。)